

全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度」への加入推進について

5.7.25(火)全間連 常任理事会

1 加入の経緯等

全国中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が運営する「業務災害補償制度」については、平成24年7月26日開催の常任理事会において承認されたことを受けて、全間連として制度への加入手続を取ったところである。

そして、間税会の会員等がこの制度へ加入するための具体的な取組みについては、関東信越間連の試行結果を踏まえて、平成25年1月21日開催の常任理事会において、各局間連とも傘下間税会等への指示・連絡等を適切に行うこととされたところである。

2 加入によるメリット及び加入推進手続き等

「業務災害補償制度」は、企業の業務災害を補償することを内容とするもので、全間連を通じた団体加入すると、保険料が最大58%割引となり、また、取扱いをした間税会には「支払保険料の3%と1件当たり3,600円」の取扱手数料が入ることになる。

(注)間税会へ支払われる取扱い手数料以外に、全間連が留保する「支払保険料の1%分」は、法人税や消費税などの納税資金と中央会の年会費/12万円に充てる資金である。

このように、各間税会がこの制度に加入すると、会員の福利厚生の充実と、新たな収入源の確保に繋がることから、当連合会としては、下記により加入の推進を図ることとしたので、積極的に対応するようお願いしたい。

記

- (1) 「業務災害補償制度」について説明を希望する間税会は、「東京海上日動火災保険(株)(引受保険会社)」の担当者(東京中央支店・専業代理店営業第3チームの担当者/田口☎03-5781-6590、以下「東京海上日動」という。)へ連絡する。
- (2) 連絡を受けた東京海上日動では、当該間税会の地区を担当する代理店を決定し、その旨を当該間税会へ連絡するとともに、代理店の担当者(以下「担当者」という。)は、予め当該間税会と日程調整の上、当該間税会を訪問する。また、当該制度の幹事代理店は、有限会社東京中央サービス代理店☎03-6240-1262となる。
- (3) 担当者は、当該間税会に臨場して、制度の内容を説明するとともに、当該間税会がこの制度への加入を推進するかどうかを確認する。
- (4) 加入の推進を希望する間税会にあつては、会員名簿を担当者に渡すとともに、担当者と具体的な加入推進手順を協議し、実行に移す。
- (5) 担当者は、受領した会員名簿に基づき会員を訪問し、会員に対し制度への加入を勧奨する。